

— 目次 —

- 平成29年10月の税務
- 早期経営改善計画の策定を

いつもお世話になっております。

秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな季節になってきました。

いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成29年10月の税務

10/10

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/16

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10/31

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

＜税務/会計トピックス＞

早期経営改善計画の策定を

◆経営改善計画の簡易版です

従来の経営改善計画は、金融機関からリスケジュール等の返済条件を緩和してもらうことを目的として策定するものです。早期経営改善計画では、そういった金融支援を得ることを目的としていません。国が認める土業等専門家の支援を受けながら、早いうちから自社の経営を見直すために現状分析から資金繰り、ビジネスモデル図など簡易な計画を策定し、金融機関に提出するものです。

◆どういうメリットがあるか？

- ①自社の経営を見直すことにより新たな問題と経営課題の発見や分析が出来ます。
- ②目標を設定する事により、目指すべき姿が明確になります。
- ③自社のビジョンについて金融機関と共有することが可能になります。

◆活用までの流れ

事業者は金融機関に対して、事前に本事業を活用することを相談し、認定支援機関と連名で経営改善支援センターに利用を申請します。

早期経営改善計画を策定し、その計画について金融機関に提出した場合、早期経営改善計画策定にかかる費用を補助されます。

早期経営改善計画策定後1年を経過した最初の決算時に、モニタリングを実施します。これら早期経営改善計画策定支援に要する計画策定費用とモニタリング費用の総額について、経営改善支援センターが2/3（上限20万円）を負担するものです。

◆早期経営改善計画策定には「ローカルベンチマーク」の利用を推奨します

ローカルベンチマークは企業の現状分析をする為のツールです。経営者や金融機関、認定支援機関が同じ目線に対話を行うための基本的なフレームワークです。具体的には6つの指標による経営状態の変化に早めに気づき、早期の経営改善に役立ちます。

売上高が年々減少傾向にあるがその要因がよく分からない、あるいはこのままでは先行きが不安なので、経営の見直しを行いたいといった問題が生じている企業は検討しても良いかと思えます。

◆さいごに◆

私事ですが、つい先日 交差点で出会い頭にヒヤリとしたことがあり(お蔭様で何事も無く済みましたが)、自分自身 安全運転の徹底を心がけているところです。

交通事故の多くは自宅付近で発生していて、その理由は「気のゆるみ」「安心感」からだと言われています。『いつも通る道だから』『慣れている道だから』ついつい気がゆるんでしまいがちですが、「大丈夫だろう」は事故のもと！ 月並みではありますが、歩行者・ドライバーどちらの立場でも、安全第一で過ごしましょう。

(和)